松本圏域における地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所の認定の手順

■県指定の事業所は、「体制の 変更届書」の届け出に際して 「届出書の写し：④」を添付する。

■市町村指定の事業所は、「届 出書：②」と「体制の変更届出 書」を同時に届け出可。

障害福祉サービス等事業者

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所 障害児入所施設・障害児通所支援事業所

相談支援事業所・障害児相談支援事業所

①運営規程の変更

④受理した届出書の送付

【１部】

②届出書を届け出【２部】 （運営規程の写し添付)

事業所の所在する市町村

③届出書の受理

(市町村による事業所の認定)

⑤届出書(写し)の送付

松本圏域基幹相談支援センター

⑥名簿作成

(圏域内情報共有)